

太田市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）並びに群馬県畜産競争力強化対策整備事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及び群馬県畜産競争力強化対策整備事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に基づき、太田市畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国交付要綱第6の1（1）に掲げる施設整備事業のうち、国実施要領別紙1第1の1（1）に定める家畜飼養管理施設、（2）に定める家畜排せつ物処理施設及び（3）に定める自給飼料関連施設を整備する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、国実施要領別紙1第2に規定する畜産クラスター協議会のうち、市内に住所を有する農業者(法人を含む。)を中心的な経営体(国交付要綱第4の1（3）に規定する中心的な経営体をいう。)として位置付けているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(書類の整備等)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該事業の完了の日の属する会

計年度の翌会計年度から５年間保管しておかなければならない。ただし、補助金の交付の対象となった事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、当該処分制限期間が経過する日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第７条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年２月２１日から施行する。